

# 墨書幼児名号について

## はじめに

蓮如はじめ、本願寺歴代の墨書名号の中に幼年(管見では十二歳まで)の年令のみを記した、大小の名号が数多く伝存する。先年刊行した『蓮如名号の研究』<sup>(1)</sup>においては、調査検討中だったこともありこれについてはふれなかった。ただ蓮如名号研究の一環として、これら幼児名号にいち早く注目されたのは北西弘氏である。<sup>(2)</sup>氏の研究によると伝存する多くの幼児名号を蓮如筆と考えられ、あるいは宣如の幼少期の歴代銘<sup>(3)</sup>などにも注目されている。

伝存するこれら大半の幼児名号には、蓮如筆と伝えるものが最も多いようであるが、確たる史料性を有するものが無いため特定を困難にしている。また筆蹟も幼児ゆえに一樣ではなく、かなり悪筆なものも散見さ

墨書幼児名号について

青  
木  
馨

写真削除

伝観如筆「十一才」名号

彦根市善敬寺蔵

れる。あるいは蓮如に限らず、歴代のそれぞれが書いている可能性もある。

筆者は、彦根市善敬寺蔵の伝観如（教如法嗣・早世）筆十一才名号と同本願寺歴代銘について考察する機会をあたえられた<sup>4</sup>。ただ観如筆の明確な名号や筆蹟が知られていないため、如何なるものであるか断定を保留した。ただ、これに関連してあらためて幼児名号に注目する時、一定の方向性が見えて来るようである。以下、伝承等を措いて諸名号や歴代銘について検討を加えてみたい。

一

幼児名号自体これをどのような意味をもつものとすべきであろうか。宗主後継者による古書始めの産物とも考えられるが、得度以前の者がこうしたものを書き、門末に配布し、さらに礼拝の対象とすることは本来考えられない。ただ、同趣のものとして神号にも幼児年令が記されたものが存する。

例えば、豊臣秀頼九才・八才筆の「豊国大明神」号がそれであるが（写真1、豊1・豊2）、この場合は署名をしているため秀吉後継者であることが自明であり意義を持つ。また署名をせず年令のみの天神神号も見られる。伝徳川家光筆の「七才」の「南無天満大自在天神」号（写真II・天神4）や真宗寺院にも例えば、高槻市富田本照寺に「六歳」の天神神号が伝来し（写真II・天神3）、蓮如筆を伝承する。

伝蓮如筆神号の起点と考えられるものは、大津市堅田本福寺蔵の「南

写真1 豊臣秀頼神号



豊1「秀頼九才」



豊2「秀頼八才」



天神 1  
「鶴満丸六歳書」  
伝親鸞筆・小山正文氏蔵



天神 2  
「鶴満丸」  
伝蓮如筆・本福寺蔵



天神 3  
「六歳」  
伝蓮如筆・本照寺蔵



天神 4  
「七才」  
伝徳川家光筆



天神 5  
（参考）  
青蓮院系

無天満大自在天」「鶴満丸」とある蓮如筆と伝える天神神号である（写真Ⅱ・天神2）。これは幼児名号を考える上でその背景ともなると思われる、以下少しくこれについて考察しておきたい。

この神号に最初に注目されたのは千葉乗隆氏で、蓮如や親鸞の神祇に対する姿勢・神祇観の中より神号の存在を模索しつつ、蓮如子息や本願寺内部において天神神号や託宣文を所持した徴証を紹介され、天神・八幡神が室町期には本地を阿弥陀仏に擬する思潮をも加味し、蓮如が天神神号を書く可能性を指摘された。<sup>(註2)</sup>

本福寺の伝承によると、鶴満丸とは親鸞の幼名で、六才の時鎌倉の在柄天神へ奉納の神号を、後に蓮如が関東経回の折、これを拝見して帰京の砌本福寺法住に土産として書いて下された<sup>(補註1)</sup>と云う。

一方、近時「鶴満丸六歳書」「永享十二年十一月日」とある天神神号が見出された<sup>(註8)</sup>（写真Ⅱ・天神1）。これには軸裏に「親鸞聖人筆」とあり、年号と矛盾するも鶴満丸親鸞伝承を裏付けるものである。永享十二年（一四四〇）は蓮如二十六才に当たるが蓮如筆とも考えられない。

鶴満丸の幼名については、近世の通俗的親鸞伝にも一部見出せるが、<sup>(補註2)</sup>出自といわれる日野家が鶴丸紋でありこのあたりから生じた伝承とも考えられる。いずれも室町期から戦国期に多く書かれた青蓮院系の天神神号に通ずる筆法であり（写真Ⅱ・天神5）、永享十二年のものも年次的には信拠してよいようである。これらが近世に入り真宗の伝承に取り込まれたと考えて大過ないであろう。もちろん蓮如筆との伝承もこれに付随

する。

このように考えてみると、蓮如以来の幼児名号の伝承もこれらを同一平面上で考えてみる必要性が出てくる。まず筆蹟上の特徴を考察してみる。

二

年令の記される幼児名号の特徴は、総体的に稚拙で筆蹟上の分類が困難でパターン化することはできない。ただ一部には運筆上の類似点を見出せるものもあり、ある程度のグループ分けは可能である。

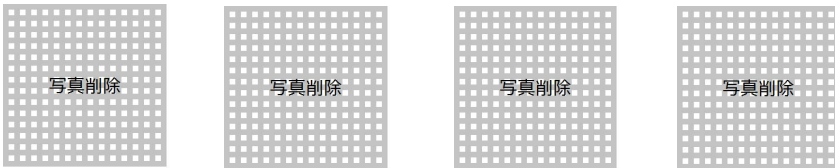
そこでまず注目されるのは年令を「歳」と書くもので、管見では九〜十二歳までである。これは「如」の筆法に特徴があり、やがては宣如の花押入り名号と相通ずる筆蹟と見ることができ、これらは宣如の幼児名号と考えられる(写真Ⅲ・名1〜名7)。

先に例示した豊臣秀頼筆「豊国大明神」号も八才・九才であり、ほぼ同年令・同時期・同等の文化レベルのものとしてこれを見ることができると。その点、他のものはやはり稚拙である。

これらを宣如筆の名号と見た場合、「慶長十八年十一月十八日 十才」とある羽咋市本念寺蔵の本願寺歴代銘は宣如の年令と一致するが(写真Ⅵ・銘3)、名号のタイプと同筆とは考え難い。歴代銘については後考察を加えたい。

まず、幼児名号の中で最も多いのが「无」の第三画目や、光の第五画

写真Ⅲ 宣如筆と考えられる幼児名号



名1  
「九歳」個人蔵

名2  
「十一歳」個人蔵

名3  
「十二歳」個人蔵

名4  
「十二歳」個人蔵



名5  
「十二歳」長浜別院蔵

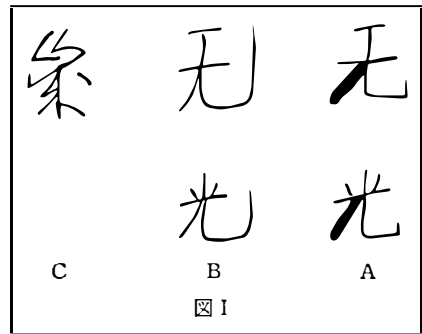


名6  
「十二歳」豊田市芳友寺蔵



名7  
(参考)  
宣如花押  
西尾市随嚴寺蔵

目が左下方へ抜かずに止められていたり、右上へのはね上げが勢いよく長くなるものである(図I・A・B)。これらを重視するならかなりの割合の名号が同一の筆者によって書かれたことになり、大きな特徴と見られる。あるいは「歳」字が宣如筆と推定したものと異なるものもあり、これも一つのグループと見做せよう(図I・C、写真名IV 21〜23)。今一つの特徴は、无の字が用いられる場合、「无」ではなく全て「无」となっている点である。墨書名号の場合、親鸞はじめ蓮如から教如まで



のものは「无」が用いられており、宣如においては両用される傾向にある。

无はもちろん「无」が正字で「无」は正字ではないが、何故か戦国期本願寺では「无」が名号において依用される。ただ、写本類においては親鸞の場合坂東本『教行信證』には両用されている。蓮如の場合も若年の写本には「无」が用いられる。したがって幼児名号は「无」であるの

で、多くの伝承のように幼児名号は蓮如筆としてよいことになる。そして成年になって「无」と書き替えたと思えば矛盾しない。

ところが、確実な蓮如の墨書名号の初見は応仁二年(一四六八)五月二十日の裏書を附する安城市本證寺蔵と碧南市応仁寺旧蔵の六字名号であると考えられるが、裏書を附した墨書名号がこれ以外に見られず、これを最初期のものと考えて大過ないと思われる。すなわち幼児名号は五十四才以降晩年まで裏書を附さずに大量に書くことを予言するかのようになり、幼児期に多数書いたことを物語るが、こうした「蓮如像」伝承形成の産物ということも考えられる。

したがって、「无」のみ用いられた大変稚拙な幼児名号群は、次に考察する本願寺歴代銘と関連して宣如期頃に偽作され、寺院や在家に行き渡っていた可能性が高い。



名11 「十一才」個人蔵  
(双幅)



名10 「十才」同右



名9 「十才」個人蔵



名8 「九才」金沢市本泉寺蔵



名15 「六才」豊田市安福寺蔵



名14 「五才」長浜別院蔵



名13 「五才」甚目寺町願正寺蔵



名12 「五才」岐阜県聖運寺蔵

墨書幼児名号について



写真削除



写真削除



写真削除



写真削除



写真削除

名20 「八才」 同右

名19 「六才」 横浜市永勝寺蔵

名18 「六才」 碧南市蓮成寺蔵

名17 「六才」 三好町阿弥陀寺蔵

名16 「五才」 個人蔵

写真V  
大型名号



写真削除



写真削除



写真削除



写真削除



写真削除

名25 「九才」 岡崎市順因寺蔵

名24 「九才」 大野郡長円寺蔵

名23 「十歳」 同右

名22 「十歳」 羽咋市本念寺蔵

名21 「九歳」 碧南市等覚寺蔵

この点、観如・宣如期に記された本願寺歴代銘について次に検討を加えておきたい。

三

彦根市善敬寺には、伝観如筆と伝える「十一才」の親鸞から観如までの本願寺歴代銘を所蔵する(写真VI・銘1)。また同一筆蹟で「十才」とするものが刈谷市正覚寺に所蔵される(同・銘2)。さらに先にあげた羽咋市本念寺の、「聖徳太子・源空上人」から「観如上人」まで記し「慶長十八年十一月四日・十才」とする歴代銘がある(同・銘3)。特にこれは年次と年令から宣如筆を告げる。善敬寺本には「願主善敬寺」、本念寺本には「本念寺」と願主を記しており、この両者の「聖」「綽」「頭」「観」などの文字に着目する時、同一筆蹟と判断してよいと思われる。

これらの歴代銘を考える上で、最も注目すべきものは北西弘編『金沢専光寺史』七〇頁に掲載される武田長兵衛家蔵本で、歴代の命日や従覚・円如も加えられている。また「慶長拾参甲戌稔極月廿七日 本願寺釈九才 □左」とあり、北西氏は九才を五才と読み論を進め、慶長九年生まれの宣如の筆と断定された。そして、「□左」を「おさ」と読めば宣如の幼名長丸であるとする。

しかし、この年令は明らかに「九才」と読むことができ、慶長五年生まれとなり、刻当する人物は系図等からは見当たらない。すなわち観如でも宣如でもないことになる。この内容は「教如上人」までであり、観如

写真VI 本願寺歴代銘



銘3 羽咋市本念寺蔵



銘2 刈谷市正覚寺蔵



銘1 彦根市善敬寺蔵



又は宣如の筆でなければならぬ。ただやはり稚拙であり、善敬寺本・正覚寺本や本念寺本とは一見筆蹟が異なるように見えるが、断定は保留し後考を俟ちたい。あえて言えば「本願寺積」の部分だけは教如の筆に通ずるものがある。

しかしながら「本願寺積九才」とある以上、法嗣の立場の人物でなければならぬが、該当者のいない歴代銘は何を意味するのだろうか。教如の周囲により、誤認により作為された可能性のあることを見通しとして立てておきたい。

そして善敬寺本・正覚寺本はそれぞれ十一才・十才であり、本念寺本も十才で共に「観如上人」までであるが、本念寺本を宣如に化託された偽作とするならば、前者二本も同趣のものと考えざるを得ない。加えて、善敬寺本・本念寺本は宛所（願主）が明記されており、その置かれた立場を一層明瞭にしているようでもある。

では一体どうして「観如上人」を歴代並に加えた歴代銘が、宣如に化託されて偽作されたのであろうか。宣如の継職の問題に関係していると考えてみたい。

教如法嗣観如は慶長十六年（一六一二）十一月に十五歳で教如に先立ち没するが、異母弟の宣如は法嗣にすんなりとは決まらなかったようである。すなわち観如は、教如後室教寿院（おふく）の子であったが、宣如は側室妙玄院の子で、血統的な卑しさが理由だったからか教寿院は反対する。それは教寿院息女（教證院如頓）が、花山院忠長に嫁して設け

た男子（公海）を迎えて継職させようと画策したからで、これは失敗に終わった<sup>(1)</sup>。

また、幕末の東本願寺系図集成である『大谷嫡流実記』宣如条には、教如遷化の年に十一歳であったが「内実ハ八才ト云リ」と註記する<sup>(2)</sup>。つまり三才鯖を讀んでおり、これについて北西氏は、この三才の鯖読み理由は定かではないが、宣如と公海が同い年だったため、公海を意識して早くから鯖が読まれたとする。つまり後嗣問題と関係づける<sup>(3)</sup>。

こうした背景を考慮すれば、観如を歴代並に扱うことはそのままその正当な後継者であることを意味する。おそらく宣如擁護派の中から、こうしたものが制作されると共に、宛所の寺はそのまま宣如後継支持の表明でもあったと言えよう。

事実、教如自身も観如を歴代に準ずる考え方を持ったようであり、観如没後単身影像を下付している。信州本誓寺（慶長16・12・19）・加州専光寺（同16・12・25）・泉州卜半（同18・7・13）・大津御坊（裏無）などであるが、下付された側は前住又は寿像として奉懸したと考えられる。その意味では、善敬寺も本念寺にも本来観如影像が存在してもおかしくない親教如寺院であるが、その代替あるいはそれに準ずるものとして、観如没直後に観如迄の歴代が幼少の新法嗣「宣如筆」であったならば、その歴代銘の存在意義は深いものがあると言えよう。

また、慶長十三年極月二十七日付「本願寺積九才」の歴代銘も、分裂した本願寺の正統性を主張するに足るものとして、さらに教如本願寺の

継承者により書き与えられたものとして、その支持基盤強化のために機能をはたしたものと考えられる。

そして、先に示した宣如筆の幼児名号を見た時、管見では九才から十才までであり、宣如が法嗣に確定した時期と一致する。

#### 四

ここで彦根市善敬寺所蔵伝観如筆六字名号をあらためて見ておきたい。数ある幼児名号のうちでも草書風六字名号は、他に例がなく比較が難しい。ただ十一才の字としては他のものほど稚拙ではないが、「十一才」の筆法は宣如筆のものとも異なり、一連の幼児名号と似ており、同寺蔵の歴代銘とも相通ずる。

したがってこの名号は宣如筆ではないようで、観如筆の可能性を残す。伝観如筆の事例を北西氏は、須坂市勝善寺の「龍虎八才」「親鸞」を写真紹介されるが、善敬寺本との共通性は今一つ明瞭とならない。また東本願寺旧蔵資料の中にも、巨大な伝観如筆の六才九字・同十字名号が含まれるが、やはり共通性を見出し得ない<sup>(15)</sup>。

伝観如筆名号も、宣如の幼児筆のものが確認された以上存在しないとはいえないが、ただ多くの幼児名号がそうであるように、伝承と一致しない方がむしろ普通であるので、今のところこれもその範囲で考えておくべきであろう。

一方、幼児名号の中にはかなり大幅なものが見られる。今の東本願寺

旧蔵伝観如筆二才九字（一九二×四九・二センチメートル）・同六才十字（二二一×三五・八センチメートル）はじめ、岡崎市順因寺所蔵九才六字（一三五×五〇センチメートル）（写真V・名25）・岐阜県朝日村長円寺所蔵九才六字（タテ一八五センチメートル）（写真V・名24）などをあげることができる。何故このように異常に大幅な名号が書かれたのかその理由を明らかにしえないが、幼児性をその大きさで表現したとも考えられる。

#### 結び

本稿では、幼児名号をやはり幼児年令の神号や本願寺歴代銘と関連させつつ考察したが、これらを一応取りまとめてみると次のようになる。

真宗での神号の象徴的存在である本福寺所蔵の鶴満丸天神神号を、千葉乗隆氏は「蓮如筆」との前提に立ち推論されるが、それにより高槻市本照寺所蔵の六歳神号も肯定されることになる。

一方、北西弘氏も、幼児名号の多くから「蓮如筆」との伝承を肯定しつつ考察された。その延長として、慶長期の幼児本願寺歴代銘も「宣如筆」との前提で推論される。

筆者は、伝承の考慮を度外視してこれらを今一度検討する方法をとることに於いて、結論的には多くの幼児名号や歴代銘は蓮如や宣如などに化託され、伝承化したと判断するに至った。

まず前提となる神号については、新たに見出された鶴満丸神号により、

本福寺の伝承は史実と見なすことはできず、「蓮如筆」ということも成り立ち難い。年令のみの神号も権力者筆などに擬され、やはり真宗に取り込まれたものと理解できる。これらの筆法は、一般に伝来する青蓮院流のものが大半であり、蓮如も青蓮院流の筆法のため「蓮如筆」と仮託されても違和感は少ない。

こうしたことを背景とするならば、幼児名号や本願寺歴代銘などの年令のみを記したものは、ほぼ同時期に制作された可能性が高くなる。すなわち歴代銘が作られた頃に、幼児名号も作られ伝承化したと考えられる。

これらを図式的に整理してみると、まず幼児神号が親鸞の幼児伝承と一体化し蓮如に化託されたものを現出せしめた。同様に、蓮如幼児伝承も「蓮如筆」幼児名号と一体化した。さらに教如本願寺成立直後、観如没と宣如継職にともなう確執の中から幼児歴代銘も制作されたと考えられる。

ただ、宣如筆と見られる幼児名号は存在しており、秀頼神号や伝家光神号、あるいは近世の茶道家元嗣子などにも見られる権力者や家元後継者の幼児筆蹟と軌を一にするものとして、宣如期あたりからは幼児名号が実際に書かれたようである。こうした趨勢の中で親鸞幼児神号や蓮如以下歴代幼児名号が位置付けられるであろう。

以上、明瞭な筆蹟と比較困難な中での推論により一応の結論を導いたが、十分な考証を今後に期したい。

註

- (1) 「蓮如名号の研究」(同朋大学仏教文化研究所研究叢書・一九九八・法蔵館刊)
- (2) 北西弘「蓮如上人筆跡の研究」(一九九九・春秋社刊)
- (3) 北西弘「金沢専光寺文書」(一九八五・北国出版社刊)
- (4) 「史料にみる近江八坂善敬寺史」(二〇〇三・一〇・善敬寺刊)
- (5) 豊1は思文閣美術サロン第七四号目録(平成三・九)掲載、豊2は思文閣「墨蹟資料目録」第三六九号(平成十五・三)に掲載されるが、「豊太閤真蹟集 下」所載のものという。
- (6) 思文閣「墨蹟資料目録」第三七八号(平成十五・十二)掲載。
- (7) 千葉乗隆「天神神号について」(近世仏教 史料と研究)十六(一九八二・三)、同著「本福寺史」
- (8) 近時、小山正文氏の所有に帰し本證寺林松院文庫蔵となった。
- (9) 岡崎市上宮寺には、寛正二年九月二日付の裏書を附す墨書十字名号が伝来したが(一九八七年焼失)、一般の絹本光明十字名号であった可能性があり、ここでは墨書六字名号を初見と見た。
- (10) 前掲註(4)
- (11) 谷下一夢「本願寺教如上人内室考」(同著「増補真宗史の研究」所収・一九七七・同朋舎刊)
- (12) 「真宗史料集成」第七卷六四八頁。
- (13) 北西前掲註(3)
- (14) 北西前掲註(3) 八〇頁。
- (15) 東本願寺旧蔵資料群は、一九九九年所有者が変更となった。

(補註1) 本福寺の読縁起には次のようにある。

〔天神名号〕

是成南无天満宮大自在天神とある神号は、信證院殿蓮如上人の御筆にして、そのゆへ、祖師聖人六歳の御時、鎌倉往がら天神江御奉納被遊そ御神号ありしを、蓮如上人関東御経回の折柄、御拝見有之、あまり珍らしき事に思召あらせら

れ、御帰京の砌、法住江御土産に被下たる天神の神号、蓮如上人の御真筆なり、下に鶴光丸とあるは、聖人六歳の時の御名で御座る。」

〔補註2〕『叢林業』巻八には、鶴光丸について次のように述べており、本福寺の伝承と同様「荏柄天神」の名を見る。

「聖人御名之事

先ツ御得度マテ九歳ノアヒタ御童名有異説、一説ニハ鎌倉志ニ荏柄天神ノ下ニ鶴光丸ハ親鸞聖人ノ童名也ト云、（『真宗史料集成第八巻二九一頁』）

また『御伝絵私考』巻上には次のように見られる。

「鶴光麻呂ハ御幼稚ノ諱也、ツルミツマロトモ亦ハ音ニクワツクワウマロトモ号スルナリ、然ルニ御自筆ニテハ六歳ノ時名号ヲ書、其後年月遥ニ過キ聖人東国御経廻ノ時、相州足柄郡江津真楽寺ニ七年御在任ノ時、鎌倉ニテ一切経御被見ノ便次ニ天神ニ社参マシクケリ、此時後ノ人ノ知ン事ヲ思召件ノ名宇ニ添書シ玉ヘリ、親鸞事ト御添書アソバサレケル、」

これによれば、「鎌倉茨柄ノ天神しに六歳の時鶴光丸と署名した名号を奉納したことを告げる。ここでは天神神号でなく名号としている。尚、「御絵伝私考」については塩谷菊美氏にご教示いただいた。

幼児名号について、名古屋市井川芳治氏・高山市三本昌之氏に情報提供いただいた。所蔵者の御協力も併せて記して謝意を表したい。また、以下の写真は概刊図録等より転載した。天神2・3（『近世仏教 史料と研究』十六）、名8（『真宗中興の祖 蓮如上人展』（一九九一）五二頁）、名13（『蓮如上人と尾張』（二〇〇〇）一四三頁）、名14（『長浜大通寺の精華』（二〇〇二）六八頁）、名22・23・銘3（『能登羽咋 本念寺々々法繪葉書』・戦前刊）